

平成二十一年二月二十七日受領  
答弁第一三三二号

内閣衆質一七一第一三三二号

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土の管轄権に対する外務省の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土の管轄権に対する外務省の見解に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十一年二月十三日内閣衆質一七一第八八号）一についてでお答えしたとおりである。  
三について

外務省において保管されている文書から、お尋ねについて網羅的かつ正確にお答えすることは困難である。

四から六までについて

お尋ねについては、外務省に保管されている文書からは明らかではないが、いずれにせよ、事後的に御指摘の「許可証」を一方向的に渡される結果になったことは、適切さを欠くものであったと認識している。

なお、外務省としては、先の質問主意書（平成十七年十月三十一日提出質問第五三号）の提出を受けて、調査は適切かつ十分に行われたと考えており、御指摘の者に対する調査を含め、改めて調査を行う考えはない。

七及び八について

先の答弁書（平成十八年二月二十一日内閣衆質一六四第六五号）二についてでお答えしたとおりである。